

教職員各位

人事課長

令和8年分年末調整時における
障害者雇用状況報告へのご協力について（依頼）

このたび、令和8年分の年末調整において本人の障害者控除を申告した方を対象に、申告いただいた情報を神奈川労働局への障害者雇用状況報告に利用することについて、同意の可否を確認いたします。

年末調整システム上にポップアップ画面が表示された方は、本調査の利用目的等をご確認のうえ、同意の可否をご回答くださいますようお願いいたします。

1 同意可否の確認対象者

令和8年分年末調整において、本人障害情報を申告した教職員

※障害者雇用職員として採用された方および、これまでに実施した「職員の障害に関する状況調査」にご協力いただいた方については、ポップアップ画面は表示されません。

2 回答方法

年末調整システムにおいて、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の申告を完了した後、「障害者雇用における年末調整情報利用同意承諾確認画面」が表示されます。

画面に記載された利用目的および情報の取扱いをご確認のうえ、「同意する」または「同意しない」のいずれかをご選択ください。

3 情報の取扱い

同意いただいた場合は、年末調整で申告された障害に関する情報を、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告のために使用します。なお、同意いただいた情報を、本人の同意なく当該報告以外の目的に利用することはありません。

また、同意は任意です。同意しなかったことを理由として、不利益な取扱いを行うことは一切ありません。「同意しない」を選択した場合でも、年末調整における障害者控除の申告には影響しません。

4 その他

今回の調査については、厚生労働省が策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」をもとに実施しております。

HP アドレス（厚生労働省内）：[000581104.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingikai/000581104.pdf)

（問い合わせ先）

総務部人事課 吉田、緒方

電話 : 787-2420、2493

E-mail : sd_plan@yokohama-cu.ac.jp

【別紙】

申告内容の利用目的

障害者雇用促進法により、すべての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが定められており、毎年6月1日における障害者の雇用状況を都道府県労働局に報告する義務があります。したがって横浜市立大学においても、本学職員における障害者の雇用状況を神奈川労働局へ報告をする必要があります。

申告いただいた内容については、次のとおり利用させていただきます。

1 把握する必要がある内容

本学職員のうち障害者である職員の障害種別・程度別の人数

※報告は、障害種別、程度ごとの障害者の人数のみについて行い、個人を特定するような情報を報告することはありません。

2 把握した情報の取扱い

今回の調査はあくまで障害者雇用状況の報告のみを目的として行うものであり、職場環境や人事異動等に関する配慮の有無について把握するためのものではありません。配慮の有無の把握については、これまでどおり、必要に応じて人事考課や異動の面談等の機会を活用し、把握するものとします。

また、申告はあくまで任意のものであり、今回の申告があったこと又は申告しなかったことを理由として、本人に不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

3 毎年度の利用

障害者の雇用状況の報告は、毎年度1回行わなければならないとされていることから、障害者雇用状況報告の業務の実施にあたり申告していただいた情報を、毎年度利用することとなりますので、あらかじめ御了承ください。

なお、申告していただいた情報を、本人の同意なく、障害者雇用状況報告以外の利用目的のために用いることは一切ありません。

4 情報の更新

今回の申告後に、障害等級に変更があった場合や障害者手帳を更新した場合等、申告内容に変更があった場合は、その旨を次年度の当該調査の際に、申告していただくようお願いいたします。

なお、申告内容に変更があると考えられるような場合に、障害者雇用状況の報告の実施に必要な範囲で、人事課から変更の有無について確認を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。